事務局通信

199 号

2019 年 11 月 20 日

一般社団法人
鍼灸マッサージ師会

〒151－0053
東京都渋谷区代々木 2－39－7 メゾン代々木 201 号
TEL03-3299-5276　　FAX03-3299-5275
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　http://www.hoshinren.jp
E-mail　zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

厚生労働省へ会の要望、見解を提出

11 月 16 日『受領委任』の問題点を話し合う懇談会を開催いたしました。

この懇談会において、参加者より重要な問題点について指摘があったのが 9 月 6 日に開催された療養費検討専門委員会において提案された**「あはき療養費の研修受講や実務経験の 要件を課す仕組みの検討（案）」**の内容です。

「受領委任制度による指導監督のため、施術管理者に研修受講、実務経験の要件を課す」という、研修を義務化する提案がなされています。

受領委任を取り扱うため、施術管理者として届け出る者に対して、18 時間の研修および一年間の勤務施術者として実務経験を義務づける、というのです。

この問題について懇談会参加者からいろいろ意見が出されました。

〇鍼灸治療院やマッサージ治療院は、ほとんど個人で営業する治療院であり、1 年間も研修者を受け入れることができる治療院はあるだろうか？しかも健康保険を扱わない治療院も多い。実情を無視した提案であり、これから資格を取ったものが受領委任の取り扱いをできない。

〇往療専門での経験は実務経験と認めないとしており、今後往療専門の仕事をする者が受領委任届け出を行うことは非常に困難となる。

〇健康保険の問題は学校教育での実施がまず重要であり、研修や経験を問題にするのはそのあとではないかと思う。

〇鍼灸師やあん摩マッサージ指圧師を医業類似行為としていることが問題。療養費の支給としても、「医師の治療手段のないもの」などおかしな取り扱いが問題であり、この改善が基本問題である。

懇談会での意見交換に終わらせず、会として意見を述べることが重要である。会の意見をまとめるために、参加していない会員の意見も聞くべきであるとの提案があり、みなさまの意見を求め厚生労働省への要望、意見の提案を行うこととなりました。

みなさまのご協力をお願いいたします。

21 回社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会配布資料

「あはき療養費の研修受講や実務経験の要件を課す仕組みの検討（案）」および清水代表理事から会員の意見募集の「号外」を別紙添付しています。

ご意見提案締め切りは 11 月 30 日です。　　編集委員　久下勝通

厚労省医療課より事務連絡が発出あるのか

2019/10/29　橋本利治

10 月 12 日厚生労働省医療課より、台風 19 号で被害に遭われた方が診療を受ける時、健康保険証がなくても医療機関等で受診できると通達が出されました。

その中に鍼灸あんまマッサージ師が含まれるのでしょうか。

皆さんはどのように思われますか？

当然鍼灸も医療の一環なので健康保険証の提示なしで施術をしてあげたいし、それで元気を取り戻すきっかけになって欲しい。私たちも社会にこのようにして貢献したいしできるような社会でありたい。そのように思いませんか。社会に認められるからこそ、社会に期待されているのです。

それは下記の事務連絡文書です。

【ここから】

令和元年台風第 19 号について ＞

令和元年台風第 19 号で被災された皆様の医療機関等での窓口での支払いは不要です

令和元年台風第 19 号で被災された方が、医療機関などで診療を受ける際に、医療機関等の窓口で、次の１～５のいずれかに該当する旨を申告すれば、窓口での支払いは不要です。

１．住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口頭申告で構いません。

２．主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

３．主たる生計維持者の行方が不明である旨

４．主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨

５．主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

一部負担金の支払いが猶予されるのは、災害救助法の適用市町村に住所を有する方であって、次の保険者に加入されている方です。

・災害救助法適用市町村の市町村国保及び災害救助法適用の市町村が所在する府県の後期高齢者医療。　・協会けんぽ、一部の健保組合など（詳細は　医療・介護の一部負担金・利用料が猶予又は免除になる保険者　［381KB］）

介護保険の利用料についても、同様の免除措置があります。この取扱は、令和２年１月末までです。

【ここまで】

医療機関等となっていますが、この等の中に、あはき柔整が含まれるか否かなんです。

通常は含まれないのですが、なんと今回は含まれるというのです。

「嘘でしょう」「本当です」厚労省に確認しました。

しかし文書の中にはそのようなことは一切ふれられていません、なのに含まれるというのです。

そこを厚労省に訪ねてみました。

厚「今回の特例なんです」　わ「特例だということも書いていませんが、本当に含まれるのですか」　厚「間違いなく含まれます」　わ「その根拠は何ですか」　厚「ありません」だって。

「では施術をして保険請求して保険者が支払わないと言ったらどうなるんですか」

厚「厚労省へ問い合わせて下さいと言ってください、厚労省では含まれますとお答えします」

とのことでした。
わ「じゃあそんな面倒なことをせずに文書の最後に（あはき柔整含む）と入れればいいのではないですか、
　なぜできないのですか？」
　厚「ご意見としてお聞きします」とのことでした。
　みなさんはどう思われますか。
　これが現実なんです。
　何とかしましょうよ！
（撮影：2019/10/5）
（国民宿舎裏妙義(閉鎖中)から望む）

医師への連絡

長期の治療になるほど医師の理解が重要ですから、医師への報告、連絡が大切です。
中野郁雄氏が医師に提出いたしました、同意書発行に対するお礼、また、再同意書発行のお願いです

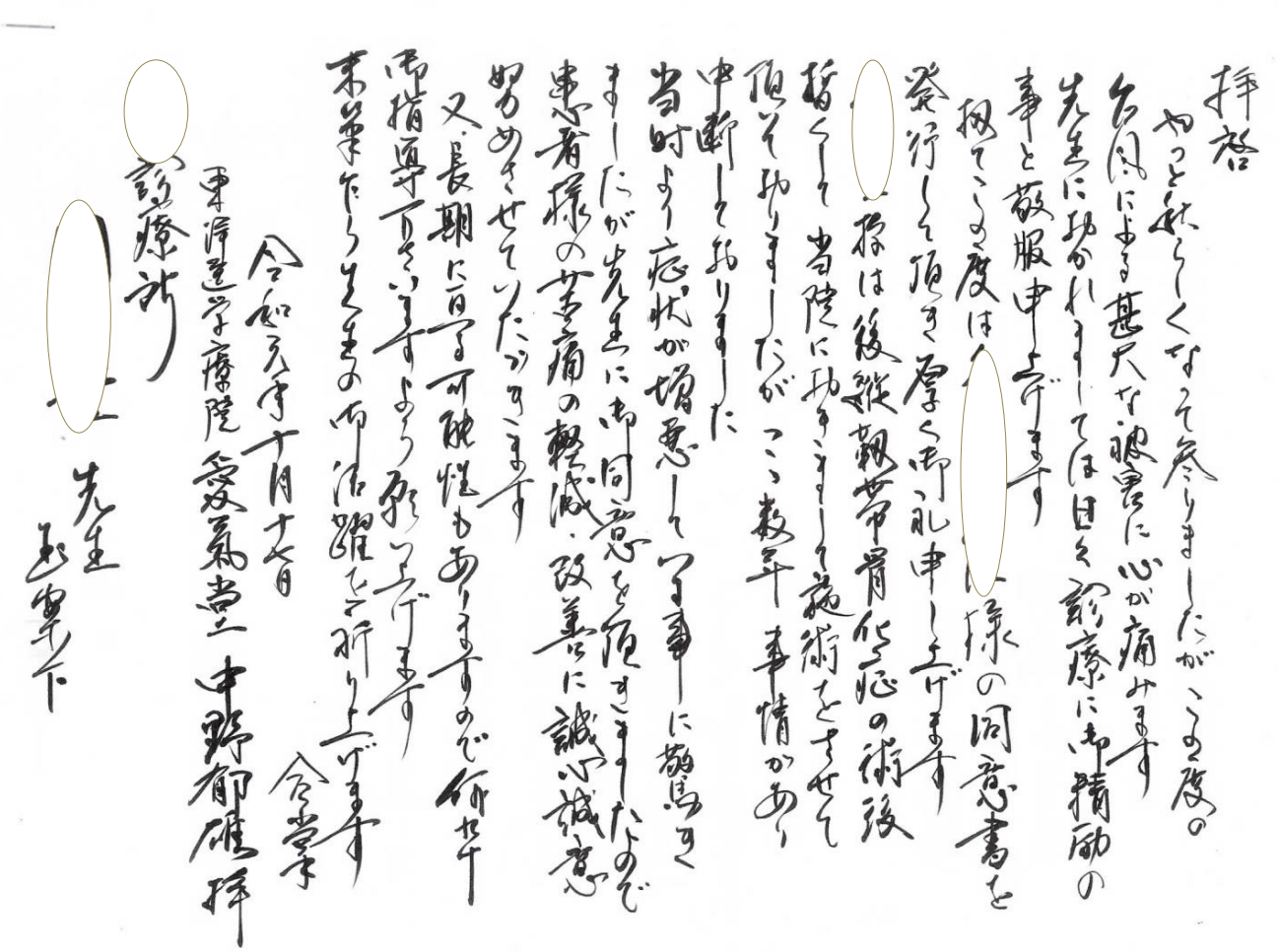

拝啓
やっと秋らしくなって参りましたが、こう度の
台風による甚大な被害に心が痛みます
先生に助かりましては日々診療に市精励の
事と敬服申げます
扨てこう度は○様の同意書を
発行して頂き厚く御礼申し上げます
○様は後縦靭帯骨化症の術後
暫くして当院に来られまして施術をさせて
頂ておりましたが、ここ数年事情があり
中断しておりました
当時より症状が増悪して了事に苦慮す
ましたが先生に再同意を頂きましたので
患者様の苦痛の軽減・改善に誠心誠意
努めさせていただきます
又、長期に亘る可能性もありますので何卒
御指導賜りますようお願い申げます
末筆ながらご多忙の御活躍を祈り上げます
令和元年十月十日
東洋整骨療院　愛媛県西条市　中野郁雄拝
○診療所
○　先生
机下

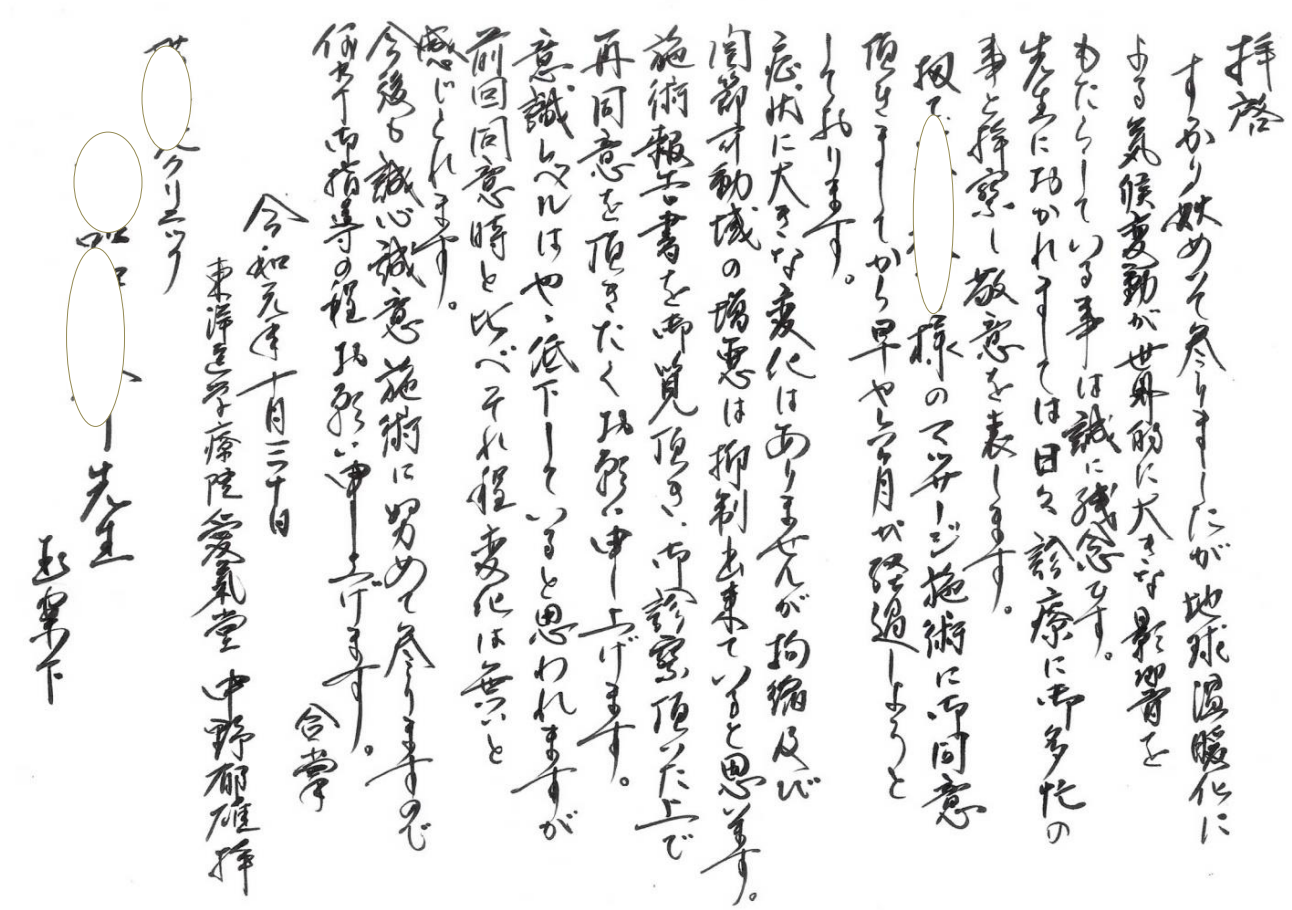

拝啓

すっかり秋めいて参りましたが地球温暖化による気候変動が世界的に大きな影響をもたらしている事は誠に残念です。先生におかれましては日々診療に御多忙の事と拝察し敬意を表します。

扨て[redacted]様のマッサージ施術に御同意頂きましてから早や六ヶ月が経過しようとしております。

症状に大きな変化はありませんが拘縮及び関節可動域の増悪は抑制出来ていると思います。施術報告書を御覧頂き、御診察頂いた上で再同意を頂きたく伏して申し上げます。

意識レベルはやや低下していると思われますが前回同意時と比べそれ程変化は無いと感じられます。

今後も誠心誠意施術に努めて参りますので何卒御指導の程伏して申し上げます。

令和元年十月三十日

東洋医学療院 愛氣堂 中野郁雄 拝

[redacted]クリニック

[redacted]

[redacted]先生

玉軍下

令夢

ドイツへ医療交流と旅行記

令和元年 11 月 10 日　　清水一雄

一度はヨーロッパと思っていたところ思いがけないきっかけがあり夫婦で 10 月 21 日～29 日で旅行してきました。20 日は大阪で姪の結婚式を終えて、翌 21 日 1 時 26 分発関西空港からヘルシンキ経由でベルリンテーゲル空港まで、帰路は成田空港で無事帰宅できました。

ドイツに誘ってくれたのは私の患者であるパーキンソンを患っているドイツ在住日本人ヴァイオリニストのＩ氏で演奏活動が中断することになり、ドイツと日本の橋渡しとなる音楽プロデュースの仕事をしておられる。Ｉ氏に案内していただき、いろいろハプニングがありましたが多々思い出に残る素晴らしい旅行でした。

ベルリンのＨ２ホテルで１泊

ベルリンテーゲル空港からタクシーに乗り運転手にアレクサンダープリッツのエッチツーホテルと告げたら、もう一度聞かれたので同じように言ったところ、運転手は少し首をひねっていたが何とかホテルまで運んでくれほっとしました。ドイツ語でハーツバイホテルと言えばよかったのですがその一言をうっかりしていました。

Ｉ氏とはＨ２ホテルで待ち合わせをし、その日は夜のベルリンは思った程寒くはなく、散策しているとネズミが運動会をしているようで、人を恐れていないのと人も気にしていないのどかさがあり、旧東ドイツの名残も少なくなっているようです。

翌日は電車の１日券を購入し市内観光するが、駅には改札と駅員が不在で切符を刻印する機械が

各駅に据え付けてあり、刻印していないのを駅の巡視員に見つかると切符購入金額の 10 倍の罰金が科せられると聞き驚きました。

我々も刻印し忘れて電車に乗ってしまい、次の駅で巡視員の目をかい潜って何とか事なきを得ました。ベルリンの壁（3.5m）は絵が描かれ芸術が施されていたこともあり、思ったより壁の高さを感じませんでしたが、30 年前の旧東ドイツ側で記念写真を撮りました。壁の向こうは旧西ドイツです。

ぶらりと歩きながら量販電気店で日本電化製品仕様に合う電源コネクターを購入し、デパートではバーゲンセールもあり日本とほとんど変わりないが、買ったものは袋に入れてもらえるのでなくそのまま手渡される。いろいろ購入していたのでその時 I 氏が袋を貰ってくれました。

専属の通訳がいると有難いものです。

日本と違った建築物は目を見張るものがありブランデンブルク門等を見学しているとあっという間に時間が過ぎ去っていきました。面食らったのはチップのことで、デパートのトイレに入った時チップは 50 セント（日本円で約 60 円）らしくて、3 人分で 2 ユーロ（日本円で約 240 円）支払って 50 銭お釣りを頂くということには驚きでした。

カフェのトイレを利用した時に、ご婦人が出てきてチップを求めてきたのでチップをしたことを I 氏に話したら、I 氏は「チップしたの」と言うや突如トイレに走り出しチップを取り返してきたことには更に驚きでした。（ブランデンブルク門）

お店を利用してのトイレにはチップはいらないということです。

日本ではチップの習慣が無いので意識の持ちようが無く、I 氏はチップをしなければならないのではなく、感謝の気持ちでするもので感謝の気持ちが無ければする必要が無いと教えてくれました。

リューゲン島（バルト海の島）で 2 泊

リューゲン島でもハプニングがありました。I 氏は様々なところを案内しょうとしてくれるのは有難いのですが、島での最初のディナーに行く時に突如身体が硬直して動かないと言い出したので、薄暗い中で見つけた長椅子に I 氏を寝かせて通行人がじろじろ見ている所で、応急処置の治療をして体が動くようになりレストランに行くことが出来夕食にありつけました。

翌日サイクリングを予定していましたが、自転車に乗れるはずの私の家内が何故かドイツ仕様の自転車（ペダルを後ろに踏むとブレーキがかかる）に想像以上に乗ることが出来なくて、サイクリングでの島巡りをあきらめ、歩きに切り替えて線路幅 70 センチの伝統ある汽車に乗って、小高い山のお城をめがけてハイキングしました。

道中小高い山道にはキノコがたくさん群生していてほとんど毒キノコらしく、I 氏がとても美味しいというキノコを発見し収穫してからキノコに夢中になってしまい、お城から 17 時 30 分の最終バスに間に合うかきわどい状況になってしまい、急ぎ足で最終バスに向かっている時に、突如 I 氏は身体が硬直してきて動かないと言い出し、スローダウンせざるを得なくなりバスが目の前を無残にも通り過ぎて行ってしまいました。

薄暗くなったバス停で、I 氏は自分の身体より収穫したキノコが気になっていたのかして家内が持っていたキノコの存在を確認するや、バス停の長椅子で I 氏が横になってくれたので応急処置をやろうとしていた時に、1 台の車が近づいてきて女性ドライバーが声をかけてくれました。助けの女神でした。ロシア人女性で快く車で宿泊施設の近くまで送っていただき、近くのスーパーに立ち

寄り朝食の買い出しをしました。
Ｉ氏は何事もなかったかのようにけろりとしていました。

グライフスヴァルド（2 日間医療交流）で 4 泊

グライフスヴァルドはＩ氏が住んでいる町であり、25、26 日はＩ氏がオーケストラ仲間に日本から東洋医学の専門家がくるというだけで治療の依頼者が 11 名集まり、楽器の演奏で首から肩、腕にかけての痛み、酷い凝り、腰膝痛等を訴えておられた。

（文化施設で借りた１室での医療交流）

カルテ記載等の雑務は家内が受け持ち、問診するうえでＩ氏は終了まで座り続けることで身体が硬直したり、疲れてくると横になったり仰向けになり、居眠りしながら通訳をしてくれました。

楽器の演奏は激しく動かせる筋肉とそうでない筋肉とのギャップがあり、肩周囲筋と上腕筋硬直の左右差と肩甲間部の異常な筋硬直、脊椎、骨盤関節の歪みが目についていることもあり、それぞれ身体に見合った治療を行う。

私のような治療は初体験だったようで、治療後に聞かれたのは自分でケアをする方法を教えて欲しいという方が多く、その人その人に相応しいトレーニングの紹介をする。

医師の診断書で健康保険の対象

皆からとても感謝され、ドイツでは疾病によって医師の診断書が出ればマッサージは健康保険の対象となりＩ氏はマッサージを週に 2～3 回受診出来るようになっていて、1 回 30 分程度の施術が保険適応で自己負担が 2～3 ユーロ（240～360 円）で 2～3 カ月先まで予約が一杯とのこと。日本では考えられないことで、ドイツでは医療としての位置付けが国民の中で浸透されている。

マッサージはオイルマッサージが主流で一部の施術者によってはオイルマッサージに加えて関節運動をやってくれる。Ｉ氏はドイツのマッサージは効かないと言いながら頼りにされていることと、ドイツの消費税は 20%だが満足している。

医療等社会福祉に使われていることを国民が理解しているからで、日本のように消費税 10%が何に使われているのか分からないのとは違っているようです。

Ｉ氏は平成 19 年 11 月に日本公演の時、首肩の痛み、頭痛によりＩ氏の妹さんの紹介で私の治療室に来られたのが最初であれから 12 年経ちました。

年に何度か治療に来られた時にパーキンソンが発症し病状が進行していることもあり、ドイツで彼を担当しているマッサージセラピスト（オイルマッサージ）に私の治療をして欲しい彼の願いがあったのと彼担当のマッサージセラピストは私の手技にとても興味を持っていたようですが、残念ながら実現しませんでした。

（グライフスヴァルドの街並み）

帰国前日にはＩ氏宅にて夫婦でディナーのお招きをいただきました。ドイツのおもてなしを受け出発の日はグライフスヴァルド駅までＩ氏が自転車で見送ってくれました。珍道中だったかもしれないが心に残る素晴らしい旅でした。

仙台の隠れ家鍼灸院長の独り言

体風 19 号の時を振り返って

土田　仁

最初に 10 月 12 日の台風 19 号の被害に遭遇された方々へお見舞い申し上げます.

台風 19 号は三重県、静岡県長野県関東全土東北地方に被害を及ぼし中でも長野県の千曲川流域の堤防決壊、千葉県では台風 15 号の被害で停電、家屋の全壊がまだ解決しないうちに 19 号が更に被害を大きくしました。

また、世田谷区二子玉川駅付近や田園調布、川崎市の武蔵小杉付近では多摩川が氾濫し大きな被害を受けました。

世界最大級の地下放水路も貯水量 9 割まで達する

また、通称「地下神殿」「彩龍の川（さいりゅうのかわ)」と呼ばれる世界最大級の地下放水路「首都圏外郭放水路」が総合貯水量の 9 割に達して居たそうです！

ところでこの「首都圏外郭放水路」ですが、埼玉県春日部市付近に位置し、かつては利根川の流域だった地域を高度経済成長時に都市化のために流路変更した後は洪水が頻発するようになったために作られた世界最大級の流水路の事を言います。

首都圏を流れる中川や江戸川の上流の洪水調節をしっかり行う事により首都圏を守る事にも繋がるのです。そんな中、私の住む仙台市でも河川の氾濫、堤防決壊、土砂崩れが起こり死亡者や行方不明者が出ました。

実はこの日、私は本来なら渋谷で開業する先生の治療院で脈診の勉強会をする約束をして居り新幹線の切符を購入して居た所でした。

しかし、台風の 4 日前の 8 日に「12 日は台風が凄い事になるらしいから延期しよう」と連絡があり新幹線の切符を翌 9 日に払い戻しして居りました。

私は「夜に台風が来るからギリギリ何とかなるのではないか」と思って居りましたが、行って居たら大変な事になって居りました。しかも日帰りで帰って来る予定でしたからね！徐々に生ぬるい風、小鳥たちが森へ飛んで行きました。

まさに「嵐の前の静けさ」です。私はこの日、数人の患者様の治療を終え早目に帰路につく事にしました。玄関マットやベランダや外に置いてあるサンダルやゴミ箱等、二日前から物置の中にしまいました。

妻には前日に買い物を済ませて貰い、一晩を過ごす事、乗り切る事に備えました。万が一停電が起きた時の為に懐中電灯の乾電池の補充、携帯の充電を早めに行いました。そして車のガソリンも前日から満タンに備えました。

東日本大震災の苦い思い出

私は東日本大震災の時に苦い思い出があります。当時はバイクでしたが、節約のためガソリンをギリギリまでしか入れていなかったのです。当時の経済状況や世の中の不景気ムードでは無理もなかったと思います。しかし、震災が起こってから間もなく、ガソリンスタンドが数日間閉鎖しました。

そして行列が出来てガソリンを入れるのに３～4 時間掛かった経験があります。それなのでガソリンは半分減ったら必ず満タンに入れて置いた方が良いと私は考えて実行して居ります。

パソコンにかじりつく事 8 時間、10 分刻みで近くの河川や荒川の増水状況をライブカメラでチェッ

クして居りました。

テレビでニュースを見てみると荒川や隅田川の水位がかなり危険水域まで来ているとの報道でした。埼玉では堤防が決壊し、土砂崩れが起こって居ると言う事でした。そして夜の９時頃でしょうか？震度３位の地震があったそうです。

確かに何となく揺れている感じがしました。次の日タクシーの運転手さんから聞いて分かりました。「やはり地震だったんだ！」台風に大雨に地震、恐ろしいです。

しかし、最近では台風に竜巻が混ざるケースが多いですね。異常気象です。

台風が近づくにつれ河川の水量が明らかに増して居るのがライブカメラでも明らかです。そして緊急避難情報が携帯からその間だけでも５回けたたましく鳴り響きました。

川の氾濫や沼の決壊を知らせるサイレンです。そして栃木県⇒福島県⇒宮城県の順で到達したのは夜中 12 時頃でした。

物凄い雨風ですね。そして私は台風の予想到達時間が殆どズレが無い事にとても感動し感謝しました。

本来なら自分で読まなきゃいけないものをこうやって呼び掛けて頂き備える事が出来る点は物凄い進歩だと思います。私は気象庁に感謝のメールを送りました。

近年問題視されて居る都市型災害

仙台市でも道路が低くなっている所に車が水没し、死亡した被害がありました。その場所はゲリラ豪雨などで信号待ちをしている間にも冠水してしまう様な場所です。

きっと日本全国や首都圏には多く在ると思います。この様な道路を直ぐに作り変えるのが無理でも標識などで注意を呼び掛ける事は必要なのかなと思います。

また、地下鉄の駅やデパ地下、地下駐車場などでは大雨が降ると排水口の様に大量の水が流れ落ちるのです。今回の様な河川の氾濫が起これば尚更だと思います。

これを防ぐ意味でもマンホールや側溝の清掃を絶えず行われて居る事が一番望ましく更にはもう一歩考えられた様な雨水用の側溝なりマンホールが必要だと思います。

台風の時は特に普段あまり気にしない様な小さな河川での増水や氾濫が多い様です。

その様な小さな堀や用水路、名前がない様な小さな川が化けるのです。一番恐ろしいのです。

自宅近くの道路や細い側溝が危険

また、洪水の為に避難する際に普段の慣れた道路や細い側溝が非常に流れの速い水路と化します。洪水で流されて亡くなる人の多くは大きな河川に流されるよりも自宅近くの道路や細い側溝に流され亡くなるケースが非常に多いです。

特に夜中の避難ともなれば見えませんので足元をすくわれれば終わりです。人は 10 センチの水で溺死すると言われて居ります。仰向けに寝て鼻まで水に浸かれば 10 センチです。

そして狭い側溝などに流された際、仰向けのまま落ちたら態勢を変える事が出来ずそのまま流され、しかも障害物などに当たりながら流されて行くと大体パニックになります。それで溺死してしまいます。

よくニュースで聞くのが「ちょっと外の状況を見て来る」と言って戻らないケースです。普段の慣れた場所で流されてしまうケースも多いのです。また、秒速１メートルで腰まで浸かると流れに逆らって歩けないと言われて居ります。

秒速１メートルとは時速約３キロです。また、秒速が上がるほど水深も 10 センチ程度でもながされ、傾斜があればもっと水の速さが増すの

です。

また、体重６０kgの人がひざ下まで水に浸かるとひざ下は大体身体の４分の１が水中にある事になるのでそれだけ浮力が１５キロ掛かる事になります。

また、腰まで浸かれば２分の１の 30kg が浮力が働く事になり、これに水の流れと傾斜が加わると大変な事になります。水深によって危険度が増す理由としては水と人体は同じ密度だからだそうです。

今まで我々の祖先は幾多の自然災害を乗り越えて来ました。そして現在があります。

これからは益々自然災害が多くなっていく事が予想されます。

いざ災害となれば冷静沈着で居る事は難しいものですが、良き対策と正しき知識でこんな時はどんな人でも声を掛け合い冷静に対処しみんなで力を合わせて乗り切りたいものです。

※参考サイト「流れのある洪水歩いて避難は出来るか？」
https://news.yahoo.co.jp/byline/saitohidetoshi/20190908-00141493/

近年における業界環境の大変動の背景

小澤　孝志

近年医療介護に関連する法律が大きく改正され、これに伴う小法令が、次々国会を通過しています。意外にも国民はもとより関係者も動きが速いためについていけず、十分な理解がされてないようです。

野党でさえどこまで理解して対応しているのか不安があります。中には大改悪と思われる法令も見受けられます。是非、国会の動きをウオッチする必要があります。考える会のみなさんと社団法人が協調して、国会本会議、部会審議会、公聴会など傍聴してください。

だれが、どのような事を発言しているのか見届けて下さい。必要な場合は議事録を取り寄せて研究し、適切な陳情活動に生かして下さい。

2014 年、医療介護一体改革の法案　「地域医療介護総合確保法」成立しました。

2015 年より同法に基づく介護保険の改革が始まっています。

要点１、要支援 1、２の被保険者へのサービス提供を大きく制限し、市町村の事業である総合事業に移行する。あくまで事業なので被保険者への給付義務から外され、市町村の裁量にゆだねられる。

要点２、特養への入所は要介護３以上限定する。従来は要介護１，２の人も対象とされていた。

要点３、所得１６０万円以上の人の利用料が１割から２割へ引き上げられる。

要点４、今後、要介護１，２の人へのサービス提供の制限が予定される。

要点５、介護保険の一部負担が１０％から２０％へ引き上げられる予定である。

要点６、「生活援助」「福祉用具、住宅改修」について原則自己負担とする。

参考文献①「どうなる介護保険総合事業」800 円、②「2015、改正介護保険要支援外し、総合事業に立ち向かう」1200 円。いずれも日本機関紙出版センター刊行。

ぜひ上記の本で近年の大変動を研究してください。患者さんの相談について適切なアドバイスができるようになります。理解できなければ理解できるまで読み返すか、詳しい人の教え求めてください。我々がどのように対応できるか検討をお願いします。

我々にとって逆にチャンスととらえられる内容も多々あります。

このチャンスの機会を逃さないようにしたいものです。訪問マッサージ業者のパンフを同封しました。

R 元年　11 月

1	金	
2	土	
3	日	申請書〆切　　文化の日
4	月	振替休日
5	火	
6	水	申請業務
7	木	
8	金	
9	土	事務局会議（13：00～15：00）
10	日	
11	月	**事務局通信投稿締め切り**
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	NPO 理事会（10：30～12：30）
16	土	受領委任全体説明会（18：00～21：00）
17	日	山田税理士と打ち合わせ
18	月	事務局会議（13：00～15：00）通信印刷
19	火	
20	水	
21	木	**体験マッサージ（13:00～16:30）**
22	金	
23	土	稲田堤野外ﾊﾟｰﾃｨ　　勤労感謝の日
24	日	NPO 医療を考える会総会（13：00～16：30）
25	月	
26	火	
27	水	**支給明細などの発送**
28	木	
29	金	**療養費の振り込み**
30	土	

R 元年　12 月

1	日	
2	月	
3	火	申請書〆切
4	水	
5	木	
6	金	NPO 会計監査（10：30～12：30）
7	土	申請業務
8	日	
9	月	
10	火	**事務局通信投稿締め切り**
11	水	
12	木	
13	金	在宅ケア研修（13：30～16：30）
14	土	理事会（18：00～21：00）事務局
15	日	**ケアマネ研修会（10：00～12：00）事務局**
16	月	
17	火	
18	水	
19	木	
20	金	
21	土	
22	日	事務局会議（13：00～15：00）
23	月	
24	火	
25	水	
26	木	**支給明細などの発送**
27	金	**療養費の振り込み**
28	土	
29	日	
30	月	年末年始休暇（12 月 30 日～翌 1 月 3 日迄）
31	火	

会議や部会、セミナーなどの日程は、メールにて編集委員会までご連絡ください。必ずメールにてのご連絡をお願いいたします。E-mail　zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp